

ID: 130

担当部署: 環境課

<b>処分の概要</b>	使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	高根沢町墓地条例 第3条第1項		
<b>例規番号</b>	昭和55年条例第17号		
<b>【基準】</b>			
第3条及び第5条の規定による。 (使用の許可)			
第3条 墓地を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。			
2 墓地の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、使用許可書を交付する。			
3 墓地の使用許可は、1使用者につき1区画とする。			
4 使用者が町長の定める日までに、第9条第2項に定める永代使用料を納付しないときは、使用許可はその効力を失う。 (使用者の資格及び公募等)			
第5条 墓地の使用許可を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。			
(1) 町に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく町の住民基本台帳に引き続き1年以上記載されている者			
(2) 町の区域において、町、県又は国が行う都市計画事業その他の公共事業の施行に伴い、改葬の必要がある墓地を使用していると認める者			
(3) 焼骨を所有し、かつ、その埋蔵場所を有しない者又は他人の墓地に仮に埋蔵している者のうち、第1号に該当するもの			
(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に認める者			
2 町長は、墓地を使用に供するときは、公募によるものとする。ただし、前項第2号に掲げる者については、この限りではない。			
3 前項の場合において、町長が必要と認めるときは、第1項第3号に掲げる者について、優先して取り扱うことができるものとする。			
4 墓地の使用許可を受けようとして申請をした者の数が、使用に供する区画数を超えた場合は、公開抽選によって使用者を決定する。			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年3月27日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日